

滑 川 市

**新型インフルエンザ等対策行動計画
(素案)**

平成27年 月

目 次

< 総 論 >

1 はじめに	1
2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
(1) 目的及び基本的な戦略	2
(2) 基本的な考え方	3
(3) 実施上の留意点	5
(4) 発生段階と緊急事態宣言	6
3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	
(1) 発生時の被害想定について	8
(2) 発生時の社会への影響について	9
4 対策推進のための役割分担	
(1) 国の役割	10
(2) 県の役割	10
(3) 市の役割	10
(4) 医療機関の役割	11
(5) 指定(地方)公共機関の役割	11
(6) 登録事業者の役割	11
(7) 一般の事業者の役割	11
(8) 市民の役割	12

< 各 論 >

(発生段階)	
「未発生期」	13
「海外発生期」	13
「国内発生期以降、県内未発生期」	14
「県内発生早期」	14
「県内感染期」	15
「小康期」	15
1 実施体制	16
「未発生期」	16
「海外発生期」	16
「国内発生期以降、県内未発生期」	17
「県内発生早期」	17

「県内感染期」	20
「小康期」	21
2 情報提供・共有	22
「未発生期」	22
「海外発生期」	23
「国内発生期以降、県内未発生期」	23
「県内発生早期」	24
「県内感染期」	25
「小康期」	25
3 まん延防止に関する措置	26
「未発生期」	26
「海外発生期」	27
「国内発生期以降、県内未発生期」	27
「県内発生早期」	27
「県内感染期」	28
「小康期」	29
4 予防接種	30
「未発生期」	33
「海外発生期」	33
「国内発生期以降、県内未発生期」	34
「県内発生早期」	34
「県内感染期」	35
「小康期」	35
5 医療	36
「未発生期」	36
「海外発生期」	36
「国内発生期以降、県内未発生期」	36
「県内発生早期」	36
「県内感染期」	36
「小康期」	37
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	38
「未発生期」	38
「海外発生期」	38
「国内発生期以降、県内未発生期」	39
「県内発生早期」	39
「県内感染期」	40
「小康期」	42

〈総 論〉

1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

国では、平成 17 年に、「世界保健機構(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改訂を行ってきた。

また、平成 21 年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成 24 年 5 月に特措法が制定されたことにより、同法第 6 条に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が、平成 25 年 6 月 7 日に策定された。

県では、平成 17 年 12 月に「富山県新型インフルエンザ対策行動計画(暫定版)」を策定し、平成 21 年 6 月、平成 24 年 4 月にそれぞれ改訂を行っている。

今回、特措法第 7 条に基づき、政府行動計画を踏まえ、平成 25 年 11 月に「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定された。

市では、平成 21 年 5 月 1 日に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成 21 年 10 月には、新型インフルエンザ発生時においても、市の必要な業務が維持できるようにするため、発生時の業務継続上の基本的事項を定めた「滑川市新型インフルエンザ対策業務継続計画」を策定している。

今回、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、「滑川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実務に関する基本的な方針や措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、政府行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて変更することとされている。市行動計画についても、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、適時適切に見直しを行っていくこととする。

政府行動計画(市行動計画)の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

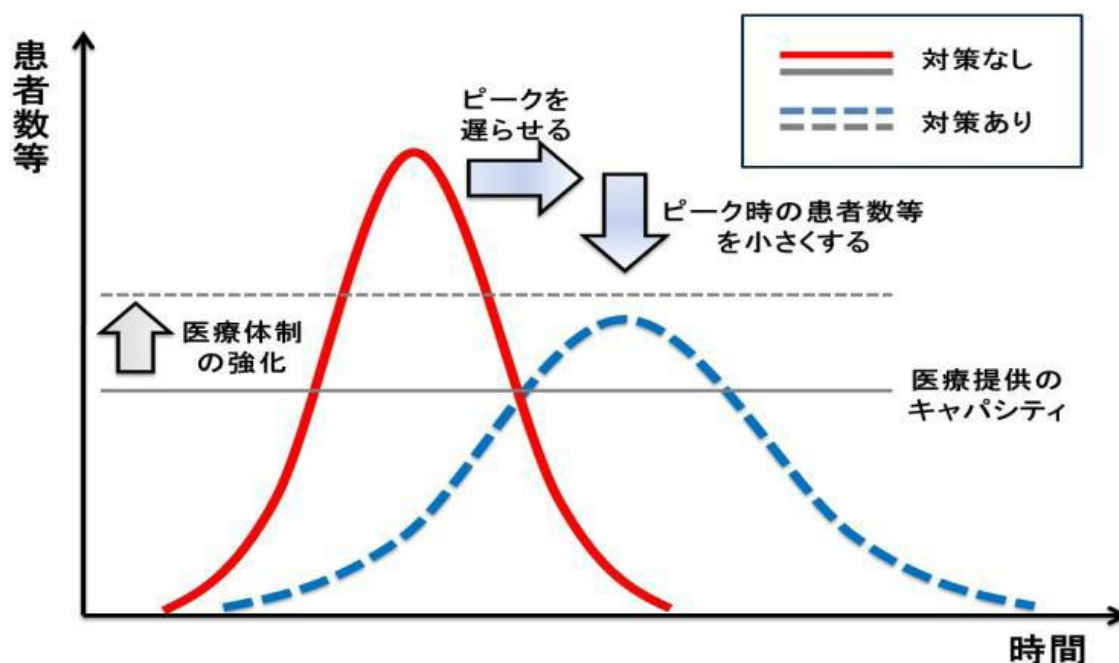
2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(1) 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(対策の効果、概念図)



(2) 基本的な考え方

発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

このため、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、滑川市の地理的な条件、人口分布、交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

(発生前の段階)

- ・ 発生前の段階から、市民に対する啓発など発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(発生した段階)

- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

(発生当初の段階)

- ・ 県内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られしだい、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

(感染が拡大してきた段階)

- ・ 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・経済活動のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 事態によっては、県や他市町村と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。
- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必

要である。

- ・ 特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(3) 実施上の留意点

市では、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、指定(地方)公共機関等と連携協力し、的確かつ迅速な対策の実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

「滑川市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

④ 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

(4) 発生段階と緊急事態宣言

① 国及び県における発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

県内での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染拡大防止等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとしている。

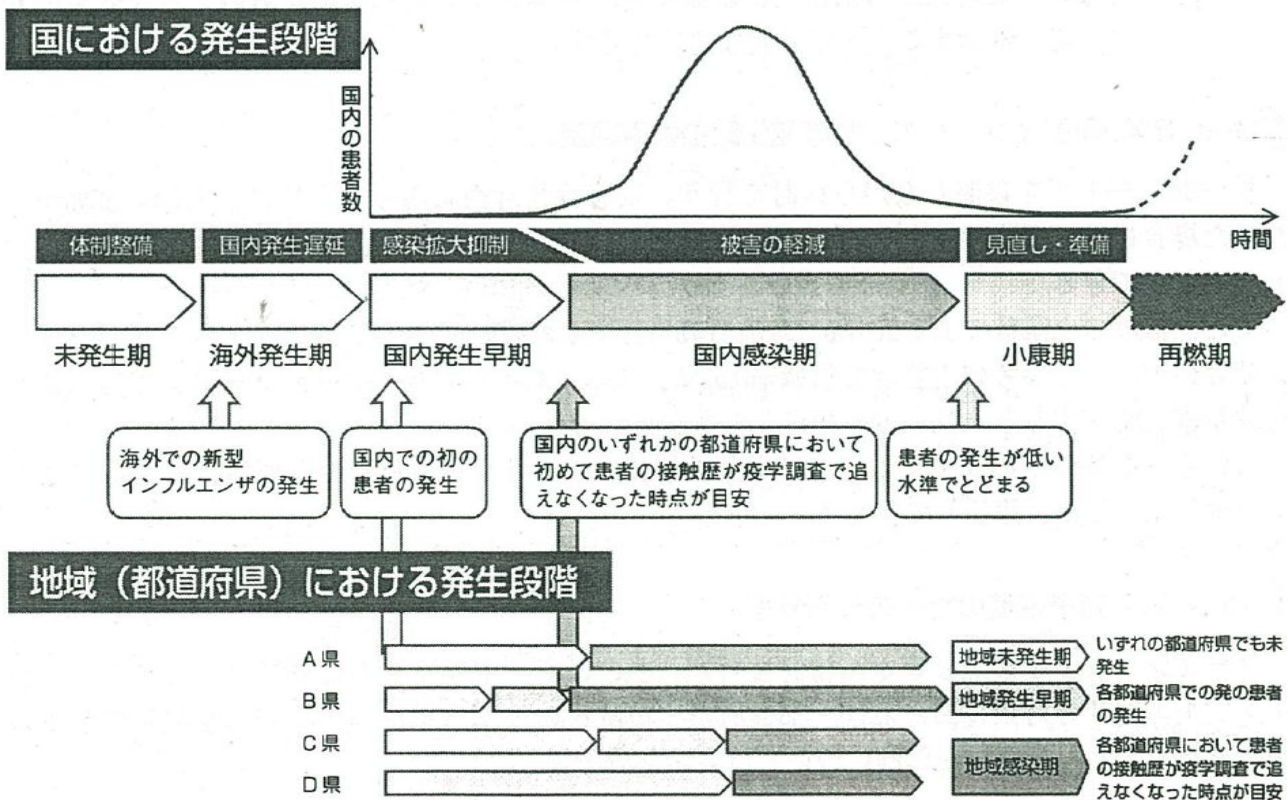
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

「発生段階」

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態
	(県内発生早期) 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	(県内感染期) 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
	(県内感染期) 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

政府対策本部長は、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を行い、実施すべき期間、区域を公示することとしている。

緊急事態宣言が行われた場合には、特措法第 34 条に基づいて市長は、直ちに、市対策本部を設置しなければならない。

(緊急事態宣言を行うまでの手順)

- ・厚生労働省(国立感染症研究所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。



- ・政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて公示案として諮問し、あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。



- ・基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するとの専門的評価、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを決定。



- ・政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。



- ・あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

(1) 発生時の被害想定について

市行動計画の策定に当たっては、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定する際は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定しており、国及び県と同様の割合による被害が生じるものとして推計値を算出した。

医療機関を受診する患者数	滑川市		富山県		全国	
	約6,600人		約21.2万人		2,500万人	
入院患者数	中等度 (致死率0.53%)	重度 (致死率2.0%)	中等度 (致死率0.53%)	重度 (致死率2.0%)	中等度 (致死率0.53%)	重度 (致死率2.0%)
	約140人	約530人	約4,500人	約17,000人	約53万人	約200万人
1日当たり最大入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約25人	約105人	約850人	約3,400人	約10.1万人	約39.9万人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約45人	約170人	約1,450人	約5,450人	約17万人	約64万人

*平成24年10月1日現在の人口割合から算出（富山県人口：全国の0.85%）
（滑川市人口：富山県の3.12%）

- ・全人口の25%がかり患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たり最大入院患者数は10.1万人(流行発生から5週目)と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。
- ・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象となったところである。今後、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとされている。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のよう

な影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

4 対策推進のための役割分担

（1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医療品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力に努める。

（2）県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第18条の規定による国の基本的対処方針（「基本的対処方針」という。）に基づき、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（3）市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や住民への生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と

緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

「指定公共機関」

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

「指定地方公共機関」

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

〈各 論〉

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護する」及び「生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現するため具体的な対策について、「**1 実施体制**」「**2 情報提供・共有**」「**3 まん延防止に関する措置**」「**4 予防接種**」「**5 医療**」「**6 市民生活及び市民経済の安定の確保**」の6項目を、下記の発生段階に応じた対応を記載した。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染がみられていない状況。

(目的)

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。

(対策の考え方)

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

(目的)

- ・ 国内の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 県内及び市内の発生に備えて体制の整備を行う。

(対策の考え方)

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報

がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。

- ・ 国、県等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

国内発生早期以降(県内未発生期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 県内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(目的)

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。

(対策の考え方)

- ・ 感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 市内発生に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 県と連携し、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

県内発生早期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(目的)

- ・ 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(対策の考え方)

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部を設置し、積極的な感染対策等をとる。
- ・ 感染対策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備

備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

- ・ 住民接種をできるだけ速やかに実施する。

県内感染期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態。
(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

(目的)

- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

(対策の考え方)

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、市民に対する予防接種をできるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、国・県との連携を図りながら必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

(目的)

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(対策の考え方)

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想され、市としても危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門(総務課)と保健衛生部門(市民課・市民健康センター)が中心となり、全庁横断的に緊密な連携の下、国、県、市町村、事業者等が相互の連携を図り、一体となって取り組みを進めることが重要である。

各部局は、相互に連携を図りつつ、市行動計画を実施するために必要な措置を講じるとともに、国・県との情報交換を通じ、情報収集に努める。

未発生期

(市行動計画の作成・見直し)

- 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

(関係機関の連携強化と体制整備)

- 庁内において関係部局の連携を確保しながら、情報の共有化を図る。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]
- 県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

(業務継続計画)

- 「滑川市新型インフルエンザ対策業務継続計画」(以下「市業務継続計画」という。)の点検・見直しを行う。⇒ [総務課、各課]

海外発生期

(庁内連絡会議の設置)

- 海外で新型インフルエンザ等が確認された場合は、新型インフルエンザ等対策を強力に推進するため、産業民生部長を議長とする「滑川市新型インフルエンザ等庁内連絡会議」を設置し、海外の発生状況に関する情報収集を行い、国・県との情報共有に努め、全庁的な認識の共有を図りつつ、国内発生時に備えた準備を進める。
⇒ [市民課・市民健康センター、総務課]
- 市業務継続計画に基づく業務の実施体制を再確認し、対策準備を進める。
⇒ [総務課、各課]

「滑川市新型インフルエンザ等市内連絡会議」

議長 産業民生部長
 構成員 各部局関係課長
 事務局 市民課・市民健康センター、総務課

国内発生早期以降(県内未発生期)

(任意の「市対策本部」の設置)

- ・ 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。 ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]
- ・ 基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて会議を開催し、市民の健康被害や社会・経済活動への影響が最小限となるよう対策を強化する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]
- ・ 県等と連携して、基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、企画政策課]

県内発生早期

(特措法による「市対策本部」の設置)

- ・ 国により緊急事態宣言が出された場合は、特措法第34条の規定に基づき、市対策本部を設置するとともに、基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づく必要な対策を実施するため、市対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催する。 ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。

- ・ 期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定される。
- ・ 区域については、都道府県の区域のもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

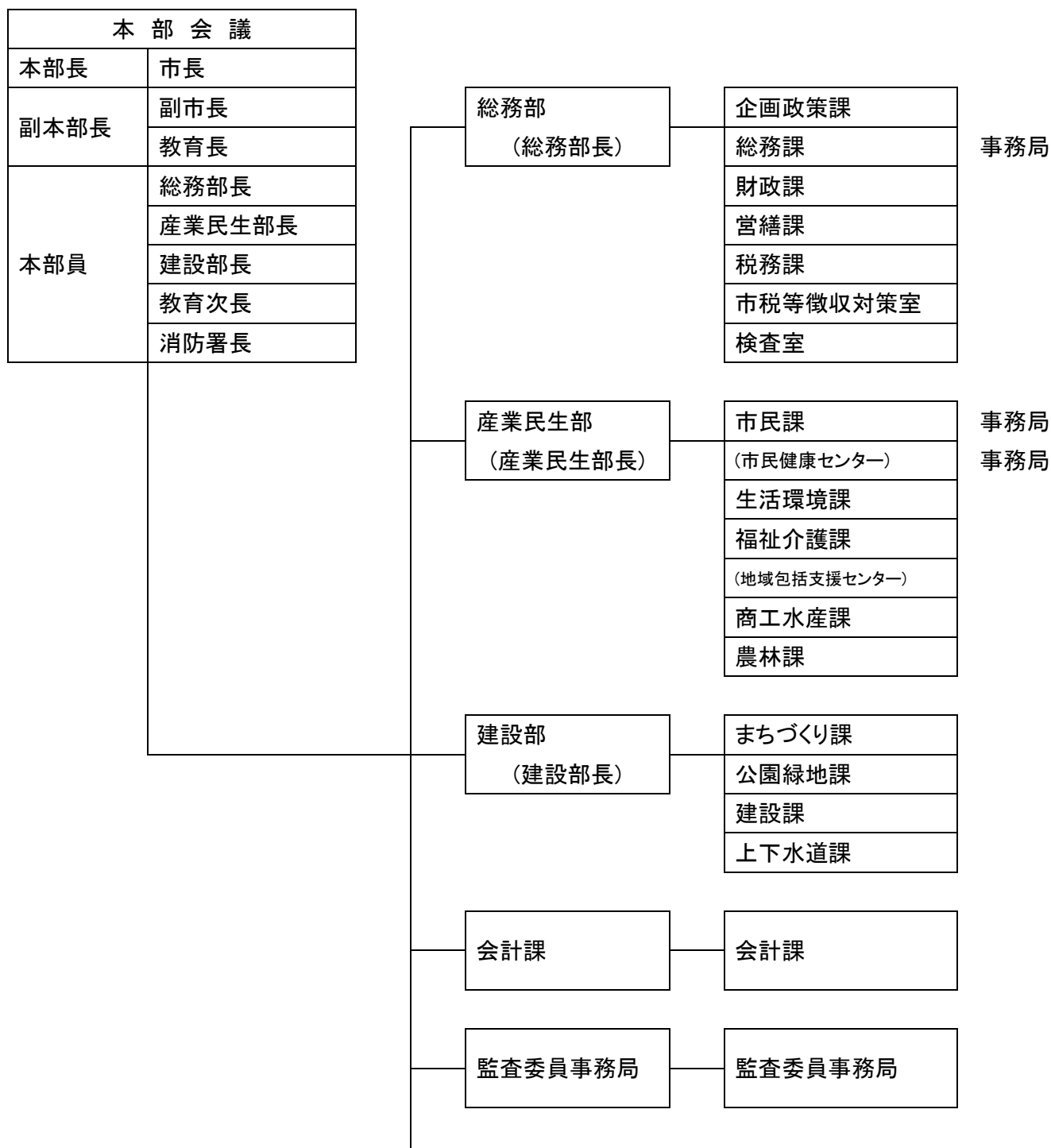
「滑川市新型インフルエンザ等対策本部」

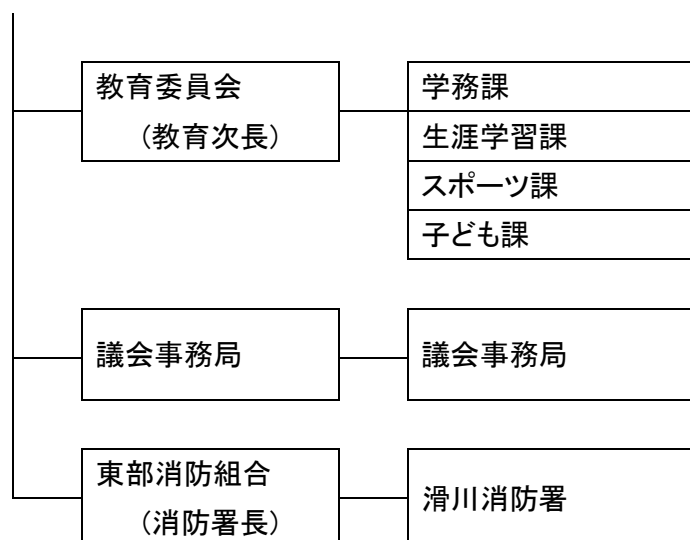
実施体制

(滑川市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年条例第 2 号))

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、産業民生部長、建設部長、教育次長、消防署長
事務局	総務課、市民課・市民健康センター

[組織図]





1 本省会議

- ① 本部長、副本部長及び本部員でもって組織し、次の対策について協議する。
 - ア 基本的対処方針に基づく対応策に関すること。
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報収集に関すること。
 - ウ 職員の動員配置体制に関すること。
 - エ 医療体制に関すること。
 - オ 県及び関係機関との調整に関すること。
- ② 本部長は、必要に応じて、本省会議を招集する。
- ③ 本部長は、必要があると認めるときは、関係機関の長等の出席を求めることができる。

2 各部

- ① 市対策本部に部を設ける。
- ② 下記の分掌事務により、各部は速やかな対応を行うこととする。

(総務部) — 監査委員事務局・会計課含

- ・市対策本部に関すること。
- ・県対策本部との連絡調整に関すること。
- ・関係機関等からの情報収集に関すること。
- ・職員の要請確保と職員配置に関すること。
- ・市民(事業所)等に対する情報提供に関すること。
- ・報道機関の対応に関すること。
- ・各部との連絡調整に関すること。

(産業民生部)

- ・ 市内連絡会議、市対策本部に関すること。
- ・ 県対策本部との連絡調整に関すること。
- ・ 関係機関等からの情報収集に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること。
- ・ 新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること。
- ・ 予防接種に関すること。
- ・ 相談窓口に関すること。
- ・ 事業所等への情報提供に関すること。
- ・ 在宅の高齢者、障害者等の支援に関すること。
- ・ 社会福祉施設との連絡に関すること。
- ・ 鳥インフルエンザに関すること。
- ・ 食料及び生活必需品の安定供給等に関すること。
- ・ 埋火葬に関すること。
- ・ 遺体の安置場所の確保に関すること。

(建設部)

- ・ 上水道の供給体制の確保に関すること。
- ・ 下水道の処理体制の確保に関すること。
- ・ 道路交通の維持、制限に関すること。

(教育委員会)

- ・ 学校、幼稚園、保育所における感染予防対策に関すること。
- ・ 幼児、児童、生徒の安全確保に関すること。
- ・ 社会教育施設の感染予防対策に関すること。

(議会事務局)

- ・ 議会議員との連絡調整に関すること。

(消防署)

- ・ 救急体制に関すること。

(共 通)

- ・ 市の行政機能の維持に関すること。
- ・ 部職員の感染、まん延防止に関すること。
- ・ 所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること。
- ・ 他部局への応援に関すること。

(実施体制の強化)

- ・ 新型インフルエンザ等が県内でまん延した場合には、市対策本部において、情報の集約・共有・分析を行うとともに必要な対策を検討する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]
- ・ 市業務継続計画に基づき必要な部への職員の配置を調整するなどして、市民へのサービスの低下を最小限とする。また、サービスや事業を縮小、延期する場合は、市民への周知を図り混乱を招かないようにする。⇒ [総務課、企画政策課、各課]
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 39 条の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。⇒ [総務課]

小康期**(市対策本部の廃止)**

- ・ 政府が緊急事態宣言を解除した時は、速やかに市対策本部を廃止する。
⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ り患者の数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ り患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規り患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長において速やかに決定されることとなっている。

(対策の評価・見直し)

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて、市行動計画や市業務継続計画等の見直しを行う。⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

2 情報提供・共有

情報提供・共有

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人が各々の役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向性のコミュニケーションが必要である。

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者、高齢者等に配慮し、受取手に応じた情報提供を行うためインターネットを含めた多様な媒体を用い、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供を行う。

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、実際に発生した時に市民等に正しく行動してもらう上で必要である。

学校における集団感染については、地域における感染拡大の起点になりやすいことから、児童・生徒に対しては、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが必要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害に配慮し、個々に打ち消す情報を発信する等の対応が必要である。

未発生期

(継続的な情報収集・提供)

- ・ 国、県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じて市民に情報を提供する。 ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、企画政策課]
- ・ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。
⇒ [市民課・市民健康センター]
- ・ 学校、保育施設等は集団感染が発生した場合、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、産業民生部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報を提供していくことが必要である。
⇒ [市民課・市民健康センター、学務課、子ども課]

(相談窓口の検討)

情報提供・共有

- ・ 市民からの相談の増加に備えるため、相談窓口(コールセンター)の設置について検討する。 ⇒ [市民課・市民健康センター]

(情報の共有)

- ・ 国・県等からの情報を各部局及び関係機関等で共有する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

海外発生期

(情報収集・提供)

- ・ 海外で発生している新型インフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]
- ・ 県等と連携し、市民に対して、海外の発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページ等を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報を提供し、注意喚起を行う。
⇒ [総務課、企画政策課、市民課・市民健康センター]

(相談窓口の設置)

- ・ 国からの要請に基づき相談窓口(コールセンター)を設置し、国が作成したQ&A等を活用し、生活相談等広範な内容についても対応できる体制に努める。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

(情報の共有)

- ・ 県や関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

国内発生早期以降(県内未発生期)

(情報収集・提供)

- ・ 引き続き、国及び県からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、取り組み等について協力する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]
- ・ 市民に対し、国内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定のプロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報を提供する。 ⇒ [総務課、企画政策課、市民課・市民健康センター]
- ・ その際には、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施

設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、商工水産課、学務課、子ども課]

(相談窓口の充実・強化)

・ 状況の変化に応じ、相談窓口の体制を充実・強化する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

(情報の共有)

・ 県や関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、県の対策の迅速な把握と対策現場への情報の提供を行う。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

県内発生早期

(情報収集・提供)

・ 引き続き、国及び県からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、取り組み等について協力する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

・ 市民に対し、国内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定のプロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報を提供する。

⇒ [総務課、企画政策課、市民課・市民健康センター]

・ その際には、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、商工水産課、学務課、子ども課]

(相談窓口の充実・強化)

・ 電話相談の対応時間を拡大するなど、相談窓口体制の強化を図る。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

(情報の共有)

・ 県や関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、県の対策の迅速な把握と対策現場への情報の提供を行う。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

(情報収集・提供)

- ・ 引き続き、市民に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等について、分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報を提供する。
⇒ [総務課、企画政策課、市民課・市民健康センター]
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報を提供する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、商工水産課、学務課、子ども課]

(相談窓口の継続)

- ・ 引き続き、市民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口等において、生活相談等広範囲な内容に適切に情報を提供するように努める。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

(情報の共有)

- ・ 県や関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、県の対策の迅速な把握と対策現場への情報の提供を継続して行う。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

小康期**(情報提供)**

- ・ 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、企画政策課]
- ・ 市民、関係機関等から寄せられた情報等について、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。 ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、各課]

(相談窓口の縮小)

- ・ 状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

(情報の共有)

- ・ 県や関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を継続し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達するとともに、現場での状況を把握する。 ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、企画政策課]

3 まん延防止に関する措置

まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間の確保につながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

個人レベルの対策については、手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実施するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう外出を控えたり、マスクの着用といった基本的行動の理解促進を図る。

地域・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染症予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。

未発生期

(対策実施のための準備)

- ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及・啓発を図る。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課、学務課、子ども課]

- ・ 個人における対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染防止策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、財政課、商工水産課、農林課、生涯学習課、スポーツ課]

- ・ 自らの発症が疑わしい場合は、厚生センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

- ・ 小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障害者の通所施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ等の発生に備えた対応について検討する。

まん延防止

- ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、学務課、子ども課]

海外発生期

(感染対策の実施)

- ・ 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、学務課、子ども課]

- ・ 海外への渡航者に対する新型インフルエンザ等発生状況や、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国・県・事業所等と相互に連携して広く周知する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

国内発生早期以降(県内未発生期)

(市内でのまん延防止策)

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、商工水産課、学務課、子ども課]

- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。 ⇒[商工水産課]

- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づき臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。 ⇒[学務課、子ども課]

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ⇒ [生活環境課]

- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を講ずるよう要請する。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

県内発生早期

(市内でのまん延防止策)

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター、

- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。 ⇒[商工水産課]
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づき臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。 ⇒[学務課、子ども課]
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ⇒[生活環境課]
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を講ずるよう要請する。
⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

県内感染期

(市内での感染拡大防止策)

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染症対策等を強く勧奨する。
⇒ [総務課、市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター
商工水産課、学務課、子ども課]
- ・ 引き続き、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。 ⇒[商工水産課]
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づき臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう設置者等に要請する。
⇒[学務課、子ども課]
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。 ⇒[生活環境課]
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を講ずるよう引き続き要請する。
⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課、地域包括支援センター]

緊急事態宣言が発令された場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、以下の対策を講じる。

- ・ 外出自粛の要請に係る周知
県が、市の区域を対象として、特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合は、市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ・ 施設の使用制限の要請に係る周知
県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、市内の学校、保育所等に対する施設の使用

まん延防止

用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

- ・ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

- ・ 臨時の予防接種

市は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

小康期

- ・ 流行の第二波に備え、市民に対し、引き続き発生状況や個人が取るべき対応に関する情報を提供し、注意喚起等を行う。 ⇒ [総務課、市民課・市民健康センター]

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、新型インフルエンザに限って記載する。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらに従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種の実施に当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。) ④それ以外の事業者の順とすることを基本とされている。

(2) 予防接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして市民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。また、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

市民に対する予防接種については、市が実施主体となり、原則として集団的接種

予防接種

により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

また、市民に対する接種の接種順位については、政府行動計画において特定接種対象者以外の接種対象者について、下記の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを、基本的な考え方としているが、緊急事態宣言が発令されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国において決定する。

- ① 医学的なハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患により入院中又は通院中の者
 - ・妊婦
- ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザ等における重症化、死亡を限りなく抑えることに重点を置いた考え方、国民生活及び国民経済の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮しつつ政府対策本部が決定する。

予防接種順位の考え方

1 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- 高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- 小児に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- 成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

未発生期

(ワクチンの生産等に関する情報の収集)

- ・ プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄及び供給体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(ワクチンの供給体制は、県が国からの要請を受けて県内においてワクチンを円滑に流通させる体制を構築する。) ⇒[市民課・市民健康センター]

(特定接種)

- ・ 特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、実施体制を構築する。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター]
- ・ 国が事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することについて、必要に応じて協力する。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

(予防接種)

- ・ 特措法第 46 条及び予防接種法第 6 条第 1 項又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本市に居住する者に対し、速やかに接種することができるよう、市医師会・医療機関等関係機関と連携を図りながら、準備を進める。 ⇒[市民課・市民健康センター]
- ・ 接種の場所、接種の時期・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター、財政課]
- ・ ワクチン接種の円滑な実施が可能となるように、以下に列挙する事項等に留意し、市医師会等と連携の上、接種体制を構築する。 ⇒[市民課・市民健康センター]
 - 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - 接種場所の確保(市民会館大ホール、西地区コミュニティホール、学校等)
 - 接種に要する器具等の確保
 - 接種に関する市民への通知方法(接種券の取り扱い、予約方法等)
- ・ 接種のための会場については、地域の実情に応じつつ、概ね人口 1 万人に 1 か所程度の接種会場を設けて接種を行うこととする。会場は、公的な施設の活用や医療機関に委託することなどにより、確保する。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター、財政課]
- ・ 各会場において集団的接種が実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

海外発生期

(特定接種)

- ・ 国、県と連携し、市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を

予防接種

得て特定接種を行う。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

- ・ ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。 ⇒[市民課・市民健康センター、企画政策課]

(予防接種)

- ・ 国及び県の協力を得ながら特措法第 46 条及び予防接種法第 6 条第 1 項又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

国内発生早期以降(県内未発生期)

(特定接種)

- ・ 引き続き、国、県と連携し、市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

(予防接種)

- ・ 国の決定した住民接種の接種順位に基づき、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市民に対する予防接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。

⇒[市民課・市民健康センター]

- ・ 市民に対する予防接種の実施にあたり、県と連携して、公的な施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、市内に居住する人に対して集団的接種を行う。 ⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種とする。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

- ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において、集団的接種で行う。 ⇒[福祉介護課・地域包括支援センター]

「緊急事態宣言がされている場合の措置」

- ・ 国及び県と連携し、特措法第 46 条に基づく住民接種を実施する。

県内発生早期

(予防接種)

- ・ 国の決定した住民接種の接種順位に基づき、パンデミックワクチンの供給が可能にな

予防接種

り次第、関係者の協力を得て、市民に対する予防接種を実施するとともに、接種に関する情報提供を行う。 ⇒[市民課・市民健康センター、企画政策課]

- ・ ワクチン接種が終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価について、情報収集するとともに関係機関等への情報提供に努める。

⇒[市民課・市民健康センター]

「緊急事態宣言がされている場合の措置」

- ・ 国及び県と連携し、特措法第 46 条に基づく住民接種を実施する。

県内感染期

(予防接種)

- ・ 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

⇒[市民課・市民健康センター]

「緊急事態宣言がされている場合の措置」

- ・ 国及び県と連携し、特措法第 46 条に基づく住民接種を実施する。

小康期

(予防接種)

- ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

⇒[市民課・市民健康センター]

「緊急事態宣言がされている場合の措置」

- ・ 国及び県と連携し、特措法第 46 条に基づく住民接種を実施する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

中部厚生センターが設置する富山医療圏新型インフルエンザ等対策会議(医師会、薬剤師会、公的病院、市町村、消防等)や県等からの要請に対し、各種対策等に協力する。

また、関係機関や団体と連携し協力を得ながら、在宅療養患者への支援を行う。

未発生期

(県等からの要請に対する協力)

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に協力する。 ⇒[市民課・市民健康センター]

海外発生期

(県等からの要請に対する協力)

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に協力する。 ⇒[市民課・市民健康センター]

国内発生早期以降(県内未発生期)

(県等からの要請に対する協力)

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に協力する。 ⇒[市民課・市民健康センター]

県内発生早期

(県等からの要請に対する協力)

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に協力する。 ⇒[市民課・市民健康センター]

県内感染期

(県等からの要請に対する協力)

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に協力する。 ⇒[市民課・市民健康センター]

(在宅で療養する患者への支援)

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等からの要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や

自宅で死亡した患者への対応を行う。 ⇒[市民課・市民健康センター、生活環境課]

小康期

(県等からの要請に対する協力)

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に協力する。 ⇒[市民課・市民健康センター]

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

市民生活

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、流行が約8週間程度続くと言われてい
る。また、本人のり患や家族のり患により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くお
それがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限にでき
るよう、国、県、及び関係機関等とともに特措法に基づき、事前に十分な準備を行うこと
が重要である。

特に、高齢者世帯、障害者世帯など生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援
(安否確認、介護、訪問診療、食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から支
援体制について検討しておくことが必要である。

未発生期

(要援護者等への生活支援)

- ・ 県内感染期における在宅の高齢者・障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、
訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者等の
把握とともにその具体的な手続きを定めておく。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

(火葬能力等の把握)

- ・ 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的な遺体を安置できる施設等について把握・
検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 ⇒[生活環境課]

(物資及び資材の備蓄等)

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄す
る。また、救急隊員等搬送従事者のための防護具等を備蓄する。

⇒[総務課、市民課・市民健康センター、消防署]

海外発生期

(要援護者等への支援)

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたこ
とを要援護者等や協力者へ連絡する。 ⇒[福祉介護課・地域包括支援センター]

(事業者への対応)

- ・ 国及び県の要請に応じ、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施
するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。 ⇒[商工水産課]

(市民・事業者への呼びかけ)

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県等の要請に応じ、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように、関係団体等への周知に協力する。

⇒[商工水産課、生活環境課]

- ・ 外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

⇒[総務課、市民課・市民健康センター]

(遺体の火葬・安置)

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 ⇒[生活環境課、財政課]

国内発生早期以降(県内未発生期)

(要援護者等への支援)

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請のあった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

(事業者への対応)

- ・ 国及び県の要請に応じ、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組の開始について、関係団体等を通じて事業者にも周知する。 ⇒[商工水産課]

(市民・事業者への呼びかけ)

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

⇒[商工水産課、生活環境課]

(遺体の火葬・安置)

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 ⇒[生活環境課、財政課]

県内発生早期

(要援護者等への支援)

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患

市民生活

者や医療機関等から要請のあった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

(事業者への対応)

- ・ 引き続き、国及び県の要請に応じ、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組の開始について、関係団体等を通じて事業者にも周知する。 ⇒[商工水産課]

(市民・事業者への呼びかけ)

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、関係団体等へ要請する。

⇒[商工水産課、生活環境課]

(遺体の火葬・安置)

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 ⇒[生活環境課、財政課]

「緊急事態宣言の区域に指定されている場合の措置」

○ 水の安定供給

業務継続計画で定めているところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 ⇒[上下水道課]

○ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対しまん延した段階において、サービス提供水準が相当低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 ⇒[総務課、企画政策課]

○ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行うとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⇒[商工水産課、生活環境課]

県内感染期

(要援護者等への支援)

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった

場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

(事業者への対応)

- ・ 従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防の実施や事業継続について、事業者
に周知する。 ⇒[商工水産課]

(市民・事業者への呼びかけ)

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を
呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰や買占
め及び売惜しみが生じないよう、関係団体等へ要請する。 ⇒[商工水産課]

(遺体の火葬・安置)

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置で
きる施設等を確保する。 ⇒[生活環境課、財政課]

「緊急事態宣言の区域に指定されている場合の措置」

○ 業務の継続等

県と連携し、国が行う登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況確認等に協力する ⇒[商工水産課]

○ 水の安定供給

業務継続計画で定めているところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 ⇒[上下水道課]

○ サービス水準に係る市民への呼びかけ

市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 ⇒[総務課]

○ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行うとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⇒[商工水産課、生活環境課]

○ 要援護者への生活支援

国、県の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、食事等)搬送、死亡時の対応を行う。

⇒[市民課・市民健康センター、福祉介護課・地域包括支援センター]

○ 埋葬、火葬等の特例等

- ・ 県の要請に基づき、火葬炉を可能な限り稼働させる。 ⇒[生活環境課]
- ・ 県の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

⇒[生活環境課、財政課]

- ・ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

⇒[生活環境課]

小康期

(市民・事業者への呼びかけ)

- ・ 市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

⇒[商工水産課、生活環境課]

「緊急事態宣言の区域に指定されている場合の措置」

○ 業務の再開

県からの要請に応じ、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨の周知の取組等に適宜、協力する。 ⇒[商工水産課]

○ 緊急事態措置の縮小・中止等

県等と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ緊急事態措置を縮小・中止する。

⇒[総務課、市民課・市民健康センター]